



復興へのあゆみ vol. 9

復興に向けて一歩。あゆみを進める人をご紹介します。

まだまだ続く復旧工事— 少しでも早く進めるために

平成30年7月豪雨では、市内の至る所で河川・道路の崩落が発生しました。その損傷の程度はさまざまで、原形がわからないほど崩れたところもあれば、部分的に崩れているところなど多数の被害が確認されています。そして、発災から1年以上が経過した今でも、工事業者の数が限られ、被害件数の多さに作業が追いつかない状況が続いています。

仙台市から派遣された小澤さんは、東日本大震災のときにも災害復旧工事に携わった経験があります。広範囲にわたる被害に作業が進まず苦勞したと、当時を振り返りながら話してくれました。

新居浜市から派遣された立花さんは、発災直後の給水支援に携わりました。その後も、引き続き被災地を支援したいと思い、平成31年4月から災害復旧工事に携わっています。実際に被災現場を訪れる中で、被害の大きさを改めて感じていると話します。被害の大小にかかわらず、1件でも多くの工事を進められるよう力を尽くしたいと話してくれました。

※災害復旧工事の発注状況は、随時市ホームページで更新しています。



災害復興掲示板

本庁 ☎24 - 1111

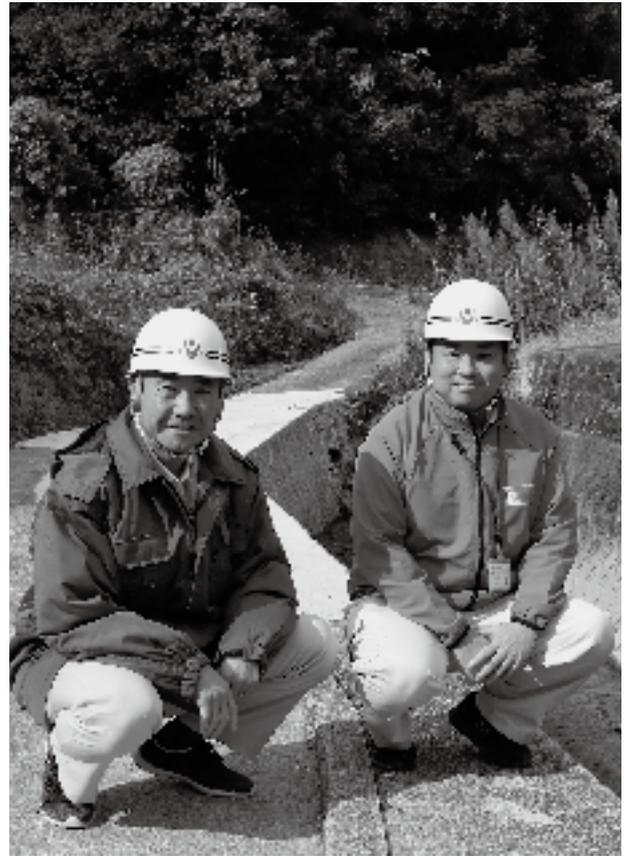
吉田支所 ☎52 - 1111

三間支所 ☎58 - 3311

津島支所 ☎32 - 2721

宇和海支所 ☎62 - 0311

※詳しくは、お問い合わせください。



応援職員

左:小澤さん(仙台市)、右:立花さん(新居浜市)

profile

平成30年7月豪雨による被害を受け、姉妹都市の宮城県仙台市と、大規模災害時の連携市である新居浜市から土木技師が応援職員として派遣され、災害復旧工事に携わっています。

各種支援制度の申請期限

平成30年7月豪雨に関する支援制度について、受付終了となる制度があります。期限までに早めの手続きをお願いします。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

■公費解体未完了家屋の固定資産税減免

半壊以上の被害を受け公費解体を申請し解体が未完了の人に対して、公費解体対象家屋の平成31年度固定資産税が減免されます。

【受付】2月20日(木)まで(執務時間中)

【申込・問合せ先】税務課 ☎内線2532

■国民健康保険料・後期高齢者医療保険料減免

主たる生計維持者の居住する住宅が全半壊、床上浸水またはこれに準ずる被災をした場合などについて、平成31年度分の保険料が減免される場合があります。

【受付】3月31日(火)まで(執務時間中)

【申込・問合せ先】(国民健康保険料) 保険健康課 保険業務係 ☎内線2120、(後期高齢者医療保険料) 保険健康課後期高齢者医療係 ☎内線2121

■各証明書の発行手数料減免

被災したことにより必要となる手続きに使用する各種証明書の発行手数料が減免されます。

【対象】①住民票②戸籍・除籍③印鑑登録証明書④印鑑登録証(カード)・個人番号カード・通知カードの再交付⑤所得課税証明書⑥評価証明書・公課証明書⑦名寄帳⑧納税証明書⑨納付証明書

【受付】3月31日(火)まで(執務時間中)

【申込・問合せ先】①～④市民課 ☎49-7012、⑤～⑦税務課 ☎49-7010、⑧⑨納税課 ☎49-7011

■被災者生活再建支援金・緊急支援金

大規模半壊、半壊により住宅を全部解体した場合に支給対象となります。

【受付】3月31日(火)まで(執務時間中)

【申込・問合せ先】福祉課 ☎内線3125

■農業制度資金貸付

3月31日までに貸し付けが決定したものや、利子補給が承認されたものが国の特例措置の適用となります。

【申込・問合せ先】金融機関(日本政策金融公庫、JAえひめ南など)または農林課 ☎49-7022

■中小企業者支援

中小企業者向けの経費補助や資金借入に関する利子補給が受けられます。

▶被災中小企業者等再建事業：事業再建に必要な備品の調達や修繕などの経費補助

▶被災中小企業者復旧資金利子補給金：災害復旧資金借入に関する利子補給

【受付】3月31日(火)まで(執務時間中)

【申込・問合せ先】商工観光課商工係 ☎49-7080

生活再建無料相談会

【とき】①1月19日(日)②3月22日(日)③5月17日(日) 午前10時～午後3時

【ところ】①③吉田公民館②総合福祉センター

【内容】災害に関する生活再建の相談

▶家の購入資金

▶住宅ローンの支払い

▶条件に合う賃貸物件

▶被災した土地の整理など

【問合せ先】市地域支え合いセンター(社会福祉協議会吉田支所内) ☎52-3115